

入札公告

「県営林産物売払」について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

令和7年1月20日

福島県相双農林事務所長 本多 巖

1 入札に付する事項

- (1) 整理番号 相双-89、90、91、141
- (2) 業務名 県営林産物売払
- (3) 所在地 南相馬市鹿島区小山田字ブナ坂地内(ブナ坂地区)
- (4) 林産物の種類 素材(スギ)
- (5) 販売予定材積 56.791m³
- (6) 搬出期限 林産物の引渡しを完了した日から起算して6ヶ月

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」(平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知)により資格の再確認を受けた者であること。
- (4) 林産物の売払い契約に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(平成20年3月28日付け19森第9174号農林水産部長通知。)第5条に規定する「林産物売払い入札参加有資格者名簿(令和6年12月版)に登録されている者。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格等確認申請書(様式1)及び様式1に記載の添付書類を次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和7年1月20日(月)から令和7年2月7日(金)(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

郵便番号 975-0031

住所 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
福島県相双農林事務所総務部総務課

電話 0244-26-1175

FAX 0244-26-1169

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

4 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

令和7年1月20日(月)から令和7年2月19日(水) (土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

福島県南相馬合同庁舎北庁舎2階 相双農林事務所総務部総務課

※閲覧スペースに設置したパソコンによる電子閲覧

5 現場説明会

次のとおり現場説明会を開催する。

(1) 集 合 日 令和7年2月4日(火)

(2) 集合場所等 別添のとおり

(3) そ の 他 林道を歩ける服装でお越しください。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書等配布期間及び場所

令和7年1月20日(月)から令和7年2月19日(水)まで

3に掲げる場所に同じ。なお、福島県相双農林事務所のホームページからダウンロードして入手することができる。

(2) 入札書の提出期限及び場所

令和7年2月20日(木) (必着)

3に掲げる場所に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

入札保証金の免除を希望する者は、入札参加資格確認申請と同時に入札保証金免除申請を行うこと。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の1

10分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格以上でかつ最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) その他

詳細は、入札説明書による。

問い合わせ先 福島県相双農林事務所総務課

電 話 0244-26-1175 FAX 0244-26-1169

電子メール sousou.nourin@pref.fukushima.lg.jp

県営林林産物売払 ブナ坂地区

一般競争入札
入札説明書

令和7年1月
相双農林事務所

この入札説明書は、「県営林産物売払」について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件契約に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、入札に参加する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者(契約権者)

福島県相双農林事務所長 本多 巖

2 入札に付する事項

- (1) 整理番号 相双-89、90、91、141
- (2) 業務名 県営林産物売払
- (3) 所在地 南相馬市鹿島区小山田字ブナ坂地内(ブナ坂地区)
- (4) 林産物の種類 素材(スギ)
- (5) 販売予定材積 56.791m³
- (6) 搬出期限 林産物の引渡しを完了した日から起算して6ヶ月

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」(平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知)により資格の再確認を受けた者であること。
- (4) 林産物の売払い契約に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(平成20年3月28日付け19森第9174号農林水産部長通知。)第5条に規定する「林産物売払い入札参加有資格者名簿(令和6年12月版)に登録されている者。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を、令和7年1月20日(月)から令和7年2月7日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに、5(1)に掲げる場所に持参又は郵送により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

ただし、郵送による場合は、配達証明とし、令和7年2月7日(金)午後5時15分まで必着とする。

なお、期日までに申請を行わなかったときは、入札に参加する者に必要な資格を与えないので注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式1）

イ 会社概要（任意様式）

（注）返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長形3号封筒を提出すること。（郵送による提出の場合は同封すること。）

- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。
- (3) 入札参加資格審査結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により、令和7年2月13日（木）以降、申請者に対して通知する。

5 入札書の提出場所

- (1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 975-0031

住 所 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
福島県相双農林事務所 総務部総務課

電 話 0244-26-1175

F A X 0244-26-1169

電子メールアドレス sousou.nourin@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 入札説明書及び入札関連資料の配付期間

令和7年1月20日（月）から令和7年2月19日（水）（土曜・日曜・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、福島県相双農林事務所のホームページからダウンロードして入手することができる。

- (3) 入札書の提出期限及び場所

令和7年2月20日（木）（必着）

5(1)に掲げる場所に同じ。

- (4) 提出方法

持参又は郵送による。

- (5) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

令和7年1月20日（月）から令和7年2月19日（水）（土曜・日曜・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

福島県南相馬合同庁舎北庁舎2階 相双農林事務所 総務部総務課

※閲覧スペースに設置したパソコンによる電子閲覧

6 入札参加方法

- (1) 入札書（様式3-1）は、5(3)に掲げる期日までに封書の上、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

- (2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人

の署名を含む。以下同じ) をすること。

ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

- (3) 入札書の宛て先は、「福島県相双農林事務所長 本多 巖」と記載すること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、5(3)に掲げる期日までに入札金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書を入札書(様式3-1)と併せて5(3)に掲げる期日までに提出すること。
- (4) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、財務規則第249条第1項第2号の規定により、入札保証金納付の免除を申請する者は、4(1)に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書(様式4)、業務実績証明書(様式4-1)により5(1)に掲げる場所まで申請するものとする。

ただし、財務規則第249条第1項第1号により免除申請をしようとする者は、5(3)に掲げる期日までに5(1)に掲げる場所まで申請するものとする。

8 入札者に要求される事項

4(1)に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により入札参加資格があると認められた者とする。また、入札者は、開札の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、入札公告、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 記名、押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

1.2 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格以上でかつ最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

1.3 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払い保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

1.4 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が1.4(1)に規定する期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1.5 契約条項

契約書（案）による。

1.6 その他

- (1) 入札に参加を希望する者は、仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式5）により、説明を求めることができる。
質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式6）により回答するほか、福島県相双農林事務所ホームページに掲載する。
受付期間 令和7年1月20日（月）から令和7年1月23日（木）まで
受付方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参
受付場所 5(1)に掲げる場所
回答予定日 令和7年1月28日（火）
- (2) 現場説明会は次のとおり開催する。
ア 集合日 令和7年2月4日（火）
イ 集合場所等 別添のとおり
ウ その他 林道を歩ける服装でお越しください。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
ウ 第三者への本説明書複写物の配布

1.7 契約に関する事務の担当

5(1)に同じ。

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により一般競争入札とする。ただし、入札がないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とすることができる。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額、入札保証金、落札者、契約保証金

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札説明書のとおりとする。

(3) 落札者の決定

予定価格以上でかつ最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 落札者の決定

規則第 228 条に定める契約保証金は、契約代金の額の 100 分の 5 以上の額とする。ただし、規則第 229 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

(5) 契約代金の納入

納入期限は契約日（調定の日）から 24 日以内とする。

落札者は代金を納入した場合には、領収書を福島県相双農林事務所長へ提示すること。

売買物件の引渡しは、契約代金を納付した日から 10 日以内におこなう。

(6) 搬出期限

林産物の引渡しを完了した日から起算して 6 か月以内。

(7) 契約書

別添（案）のとおり。

(8) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、発注者及び受注者が契約書に記名押印したとき確定する。

(9) 提出書類

ア 県営林産物受領書（様式 18 号）

イ 搬出完了届（様式 19 号）

入札の際提示すべき書類は次のとおりとする。

1 素材価格評価調書（金抜き）

2 契約書（案）